平成２１年（フ）第２７７号
神奈川県横須賀市大滝町１丁目27番地　大滝名店ビル４Ｆ
債務者　柴崎　豊明
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２８６号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番29―402号
債務者　渡　貴世美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２８７号
神奈川県横須賀市平作１丁目13番９号　福栄荘１Ｆ
債務者　二本木　靖
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２８８号
神奈川県横須賀市平作１丁目13番９号　福栄荘１Ｆ
債務者　二本木美紀代
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１０７号
長野県下伊那郡松川町大島1946番地
債務者　北澤　靖治
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１１９号
長野県下伊那郡松川町生田5906番地１、前住所長野県下伊那郡松川町生田716番地１
債務者　伊藤　英一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１２５２号
神戸市東灘区深江北町３丁目７番１―608号
債務者　塚原　由紀
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４３号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目22番12号―601号、前住所神戸市長田区長田天神町３丁目３番１号
債務者　中島　とね
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８０号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2351番地５
債務者　末永文美香
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2775番地
債務者　田中　正子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
佐賀県小城市芦刈町三王崎1765番地
債務者　樋口奈都美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
佐賀県佐賀市大和町大字池上2117番地
債務者　﨑村　秀雄
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
佐賀県小城市芦刈町芦溝740番地、住民票上の住所佐賀県佐賀市本庄町大字袋359番地２
債務者　村田　次雄
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
佐賀県佐賀市若宮３丁目４番1214号
債務者　古賀　美紀
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉2742番地１
債務者　朝鵜　大和
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉2742番地１
債務者　朝鵜　嘉子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
佐賀県佐賀市木原３丁目３番37　江上コーポ22号、住民票上の住所佐賀県佐賀市新郷本町20番18号
債務者　伊東由加里
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町1531番地５
債務者　吉永　　功
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係